

亶理町監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公の施設に係る指定管理者監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を次のとおり公表する。

令和2年11月4日

亶理町監査委員 渋谷 憲之

亶理町監査委員 安藤 美重子

記

1 本基準に準拠している旨

亶理町監査基準

2 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査等の対象

(1) 監査対象

令和元年度に執行された公の施設に係る指定管理者の中から抽出した。

① 亶理町ほのぼの園

所管課：福祉課

指定管理団体：社会福祉法人 亶理町社会福祉協議会

② 亶理町ゆうゆう作業所

所管課：福祉課

指定管理団体：社会福祉法人 亶理町社会福祉協議会

(2) 監査の実施場所及び日程

① 実施日程

令和2年10月8日（木）

② 実施場所

亶理町社会福祉協議会会議室

4 監査等の着眼点（評価項目）

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、協定書等に基づいた適切な施設管理等ができているか、さらには、所管課による対象団体への指導監督は適正に行われているかを主眼として実施した。

5 監査等の実施内容

当該対象団体の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき関係者から説明を聴取するとともに、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査をするなどの方法により実施した。

6 監査等の結果

公の施設の管理に係る事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は口頭により指導した。